５　月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

〒５５５－００２４
大阪市西淀川区野里１－１２－２０ハイツ守山 202
世古年幸税理士事務所
代表　税理士　世古年幸

ＴＥＬ　０６－６４７７－７８９０
ＦＡＸ　０６－６４７７－７８９７
メール　info@seko-tax.com
ホームページ　https://www.seko-tax.com/

1　ごあいさつ

今月、事務所便り第 96 号を発行させていただきます。

過ごしやすい季節ではありますが、大阪・兵庫・京都で緊急事態宣言が発出されているので、GW 中に事務所便りを作成しております。１日でも早く行動制限がなくなって欲しいと思います。

今月は、鶴見緑地公園の「咲くやこの花館」に行った際に撮影した写真を掲載させていただきます。

（写真は、鶴見緑地公園内の風景です）

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、*国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ　について　その５，　ワーケーションの税務処理　について*　を書いております。

皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

2　国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ　について　その５

国税庁より発行されている「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」の内容を取り上げてご紹介させていただきます。

期限までに申告等ができなかった場合の個別延長

1	期限までに申告等ができなかった場合の個別延長

（質問）

新型コロナウイルス感染症の影響により、延長後の期限である令和３年４月 15 日（木）までに申告・納付等ができなかった場合、個別延長の適用を受けることはできますか。

（回答）

・新型コロナウイルス感染症の影響により、期限（令和３年４月 15 日（木））までに申告・納付等することができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由がやんだ日から２か月以内の範囲で個別指定による期限延長が認められることになります。

（例示）

新型コロナウイルス感染症の影響により期限まで

に所得税等の申告・納付ができなかった方が、令和３年４月 30 日（金）に申告・納付等ができる状況になった場合には、令和３年４月 30 日（金）から２か月以内（令和３年６月 30 日（水）まで）に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出していただければ所轄の税務署長が指定した日（令和３年４月 30 日（金）から２か月以内）まで期限が延長されます。

＊今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、これまでの災害時に認められていた理由のほか、納税者又は税務代理等を行う税理士等が感染するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手続きに必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別の期限延長が認められます。

（写真は、鶴見緑地公園内の風景です）

個別指定による延長後の申告・納付期限

2	個別指定による延長後の申告・納付期限

（質問）

個別指定による期限延長が認められた場合には、申告・納付期限はいつになるでしょうか。

（回答）

・個別指定による期限延長については、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」に基づき、個々の状況を確認した上で、税務署長が申告・納付期限を指定することとなります。

＊申告書等と「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を同時に提出した場合には、その提出日が申告・納付期限となります。

＊振替納税を利用されている方の振替日については、所轄の税務署から別途お知らせします。

（写真は、咲くやこの花館内のお花です）

やむを得ない理由の具体例

＜個人・法人共通＞	
①	税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます。）が感染症に感染したこと
②	納税者や法人の役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はそのおそれがあるなど入出国に制限等があること
③	次のような事情により、企業や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと ・経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなったこと ・学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、生活の維持に必要な場合を除きみだりに自宅等から

	外出しないことが求められ、在宅勤務の体制も整備されていない等の理由から、経理担当部署の社員の多くが業務に従事できないこと
＜個人＞	
④	納税者や経理担当の（青色）事業専従者が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実があること
⑤	次のような事情により、納税者が、保健所・医療機関・自治体等から外出自粛の要請を受けたこと ・感染症の患者に濃厚接触した疑いがある ・発熱の症状があるなど、感染症に感染した疑いがある ・基礎疾患があるなど、感染症に感染すると重症化するおそれがある
⑥	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、生活の維持に必要な場合を除きみだりに自宅等から外出しないことが要請されていること
＜法人＞	
⑦	感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと

【参考文献】

・国税庁発行　「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」

・週刊税務通信　発行所　税務研究会

（写真は、鶴見緑地公園内の風景です）

3　ワーケーションの税務処理　について

観光庁が、テレワーク等を活用して観光地等で仕事を行う「ワーケーション」等の普及促進に取り組んでおり、企業向けパンフレットで経理処理の取扱いを記載しております。そちらをご紹介させていただきます。

（質問）

出張中に私的旅行を組んだ場合の往復旅費はどのように経費処理すべきでしょうか。

（回答）

・業務の遂行上、直接必要と認められる旅行と認められない旅行とを併せて行った場合の旅費については、原則、法人の業務の遂行上直接必要と認められる旅行の期間と認められない旅行の期間との比等により按分し、前者に対応する部分に係る金額は旅費、後者に対応する部分に係る金額は給与となります。

但し、その旅行の直接の動機が業務の遂行のためであり、その旅行を機会に観光を併せて行うものである場合は、その往復の旅費（取引先の所在地等その業務を遂行する場所までのものに限る。）は、法人の業務の遂行上直接必要と認められるもの、つまり旅費として取り扱うこととなります。

（例示）
ケース１　業務と同じ場所で私的旅行を行った場合
会社（大阪） 出張先（東京） 私的旅行（東京） ＊往復とも旅費で計上（大阪～東京間の費用）
ケース２　業務と異なる場所で私的旅行を行った場合①
会社（大阪） 出張先（東京） 私的旅行（名古屋） ＊往復とも旅費で計上（大阪～東京間の費用） ＊私的旅行が大阪～東京間にある名古屋なので、実質個人負担は生じないといえます。

ケース３　業務と異なる場所で私的旅行を行った場合②

会社（大阪）
出張先（東京）
私的旅行（長野）
＊往復とも旅費で計上（大阪～東京間の費用）
＊私的旅行の旅費は個人負担

（写真は、咲くやこの花館内のお花です）

（質問）
当社はテレワークを導入しており、従業員が自宅で業務をすることを認めています。
この度、従業員より、休暇を取得して自身が観光目的に選んだ場所に２日間の私的旅行をする際、その空き時間において、宿泊する旅館の部屋でテレワークにより業務を行いたい（その業務に係る時間は休暇扱いとはしない）旨の申立てがありました。当社としても、ワーケーションの一環として、そのようなテレワークを認めることを予定しています。
当社が、その旅行に係る往復の交通費を負担した場合、その従業員に対する給与として課税する必要はありますか。

（回答）
通常、**私的旅行は法人の業務を遂行するために行う旅行とは認められません**ので、**私的旅行の合間の時間に一部業務を行ったとしても、その私的旅行に係る往復の交通費は、法人の業務の遂行上直接必要なものとは考えられず、その従業員が負担すべき費用と認められる**ため、**その往復の交通費を法人が負担した場合には、原則として、その従業員に対する給与として課税**する必要があります。

【参考文献】

・国土交通省観光庁発行リーフレット　「新たな旅のスタイル」ワーケーション＆ブレジャー　企業向けパンフレット（簡易版）
・週刊税務通信　発行所　税務研究会

（写真は、咲くやこの花館内のお花です）

4　編集後記

5/1～5 日を事務所の業務をお休みにしておりますが、緊急事態宣言が発出されているので、事務所に溜まっている書類の整理や事務所便りの作成などをしております。書類がすぐに溜まってしまうので、定期的にしておかないといけないのですが、ついつい後回しになってしまいます。

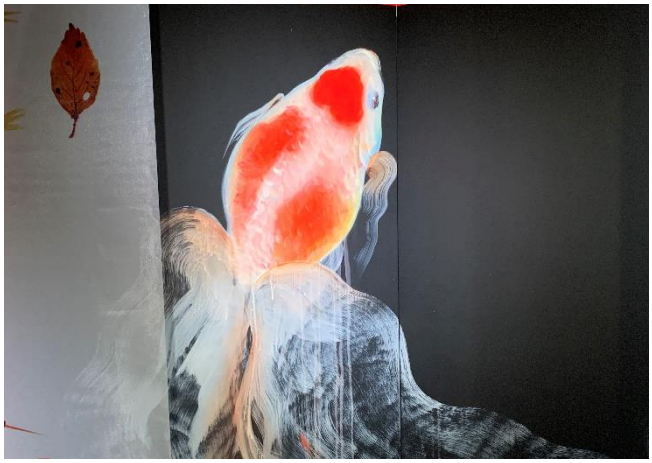

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。